

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号

実用新案登録第3102045号  
(U3102045)

(45) 発行日 平成16年6月24日(2004.6.24)

(24) 登録日 平成16年3月17日(2004.3.17)

(51) Int. Cl.<sup>7</sup>

A O 1 M 23/20

F I

A O 1 M 23/20

評価書の請求 未請求 請求項の数 2 O L (全 7 頁)

(21) 出願番号	実願2003-272862 (U2003-272862)	(73) 実用新案権者	503444552
(22) 出願日	平成15年12月3日(2003.12.3)		日浅 一 愛知県額田郡額田町大字夏山字宮本17番地4
		(74) 代理人	100099047 弁理士 柴田 淳一
		(72) 考案者	日浅 一 愛知県額田郡額田町大字夏山字宮本17番地4

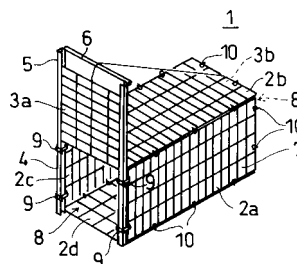
(54) 【考案の名称】 捕獲用檻

(57) 【要約】

【課題】 サイズの変更が容易な捕獲用檻を提供すること。

【解決手段】 捕獲檻を縦横の比が略2：1の4枚の長方形パネル2a、2bと、長方形パネル2a、2bの半分の大きさの2枚の正方形パネル3a、3bとによって構成する。そして、長方形パネル2a、2bによって筒状体7を形成し、同筒状体7の前後に形成される方形開口部8に対して正方形パネル3a、3bをそれぞれ配置するに際し、奥側に正方形パネル3bを配置して方形開口部8塞ぐとともに、手前側に正方形パネル3aを扉として配置する。内部に動物が侵入した際にトラップが外れると扉としての正方形パネル3aが案内枠5に沿って落下して動物を捕獲する。

【選択図】 図2



**【実用新案登録請求の範囲】****【請求項 1】**

柵状のパネルを立体的に組み合わせて外部と遮断された箱形状を構成し、そのうちの側方に面した所定のパネルを昇降可能な扉として選択し、常時は同扉を上部の開放位置に保持するとともに内部に侵入した捕獲対象となる動物が所定位置に仕掛けられたトラップに干渉した際に同扉を自重で落下させて閉鎖し動物を捕獲するようにした捕獲檻において、

前記パネルを縦横の比が略 2 : 1 の 4 枚の第 1 の方形パネルと、同第 1 の方形パネルの略半分の大きさの 2 枚の第 2 の方形パネルとによって構成し、同各第 1 の方形パネルの長手方向縁部を隣接する同第 1 の方形パネルの長手方向縁部と突き合わせ同各第 1 の方形パネル同士をそれぞれ隣接する同第 1 の方形パネルと直交状に配置させ着脱可能な連結部材にて連結して筒状体を形成し、同筒状体の前後に形成される方形開口部に対して前記第 2 の方形パネルをそれぞれ配置するに際し、いずれか一方の同第 2 の方形パネルをいずれか一方の方形開口部に着脱可能な連結部材で連結して塞ぐとともに、いずれか他方の同第 2 の方形パネルを前記扉としていずれか他方の同方形開口部に面して立設させた昇降枠に沿って昇降するようにしたことを特徴とする捕獲檻。

10

**【請求項 2】**

前記 4 枚の第 1 の方形パネルと前記 2 枚の第 2 の方形パネルとを 1 セットとして同 3 セットを 1 組とし、そのうちの計 1 2 枚の第 1 の方形パネルを各 3 枚ずつ連結部材によって長手方向に連結して壁体を構築し、同壁体の長手方向縁部を隣接する同壁体の長手方向縁部と突き合わせ同壁体同士をそれぞれ隣接する同壁体と直交状に配置させ着脱可能な連結部材にて連結して筒状体を形成するようにしたことを特徴とする請求項 1 に記載の捕獲檻。

20

**【考案の詳細な説明】****【技術分野】****【0001】**

本考案は動物を捕獲するための捕獲用檻に関するものである。

**【背景技術】****【0002】**

従来からイノシシ、シカ、サル等の主として野生動物を捕獲するために捕獲檻が提案されている。一般に捕獲檻は柵状のパネルを箱状に組み立て、その一面を侵入口として昇降可能な扉を設けるように構成されている。そして、動物が捕獲檻に侵入すると仕掛けられたトラップが作動して例えば扉を吊り上げているロープのロックが外れて上部位置に保持されている扉が落下し、動物は檻に閉じこめられることとなる。

30

このような捕獲用檻は捕えようとする動物の大きさによっていくつかのサイズを用意しなければならない。例えば角があるシカはイノシシと比べるとかなり体高が高いため大きめの檻を用意する必要がある。

**【考案の開示】****【考案が解決しようとする課題】****【0003】**

しかしながら、いくつもの種類の檻を用意するのはコストが嵩み、それらを保管するスペースも必要となる。

40

本考案は、このような従来技術に存在する問題点に着目してなされたものである。その目的とするところは、サイズの変更が容易な捕獲用檻を提供することにある。

**【課題を解決するための手段】****【0004】**

上記の目的を達成するために請求項 1 に記載の考案では、柵状のパネルを立体的に組み合わせて外部と遮断された箱形状を構成し、そのうちの側方に面した所定のパネルを昇降可能な扉として選択し、常時は同扉を上部の開放位置に保持するとともに内部に侵入した捕獲対象となる動物が所定位置に仕掛けられたトラップに干渉した際に同扉を自重で落下させて閉鎖し動物を捕獲するようにした捕獲檻において、前記パネルを縦横の比が略 2 : 1 の 4 枚の第 1 の方形パネルと、同第 1 の方形パネルの略半分の大きさの 2 枚の第 2 の方

50

形パネルとによって構成し、同各第1の方形パネルの長手方向縁部を隣接する同第1の方形パネルの長手方向縁部と突き合わせ同各第1の方形パネル同士をそれぞれ隣接する同第1の方形パネルと直交状に配置させ着脱可能な連結部材にて連結して筒状体を形成し、同筒状体の前後に形成される方形開口部に対して前記第2の方形パネルをそれぞれ配置するに際し、いずれか一方の同第2の方形パネルをいずれか一方の方形開口部に着脱可能な連結部材で連結して塞ぐとともに、いずれか他方の同第2の方形パネルを前記扉としていずれか他方の同方形開口部に面して立設させた昇降枠に沿って昇降するようにしたことをその要旨とする。

請求項2に記載の発明では請求項1に記載の発明の構成に加え、前記4枚の第1の方形パネルと前記2枚の第2の方形パネルとを1セットとして同3セットを1組とし、そのうちの計12枚の第1の方形パネルを各3枚ずつ連結部材によって長手方向に連結して壁体を構築し、同壁体の長手方向縁部を隣接する同壁体の長手方向縁部と突き合わせ同壁体同士をそれぞれ隣接する同壁体と直交状に配置させ着脱可能な連結部材にて連結して筒状体を形成するようにしたことをその要旨とする。

10

#### 【0005】

このような構成では、縦横の比が略2:1の4枚の第1の方形パネルと、同第1の方形パネルの略半分の大きさの2枚の第2の方形パネル及び昇降枠のセットを連結部材で連結し、所定のトラップを併設することで基本となる捕獲檻(以下、ベース檻とする)を構築することができる。

一方、このようなセットを複数組用意して組み合わせることで、大型の捕獲檻(以下、大型檻とする)を構築することができる。理論的には多数のセットを組み合わせることで極めて大型の檻を構築することも可能ではあるが、ベース檻で例えばタヌキやイノシシを捕獲するとしたならば、我が国で捕獲できる大型の動物としてはせいぜいシカやクマ程度であるため現実には大型檻は上記ベース檻用の部材を2セットあるいはより好ましくは3セットを1組として組み合わせることで構築することとなる。

20

ベース檻では第1の方形パネルの長手方向縁部を隣接する第1の方形パネルの長手方向縁部と突き合わせ各第1の方形パネル同士をそれぞれ隣接する第1の方形パネルと直交状に配置させ着脱可能な連結部材にて連結して筒状体を形成するようにしている。これによって第1の方形パネルはその短手方向に筒状体の方形開口部が形成されるように配置される(つまり側面視をした場合において第1の方形パネルを寝かせるように使う)こととなる。

30

しかし、大型檻では例えば図4に示すように第1の方形パネルはその長手方向に方形開口部が形成されるように配置される(つまり側面視をした場合において第1の方形パネルを立てるように使う)こととなる。そして、複数の第1の方形パネルの長手方向縁部を隣接する同第1の方形パネルの長手方向縁部と突き合わせ第1の方形パネルを組み合わせる大きな壁体を構築し、それら4枚の大きな壁体によって大型の筒状体を形成するようにしている。つまり、ベース檻の筒状体に比較して2倍の高さ及び幅となる大型の筒状体を形成することができる。壁体は3枚の第1の方形パネルを長手方向に連結して構築することが好ましい。尚、これら部材の連結は着脱可能な連結部材を使用する。

構成された大型の筒状体の前後にはベース檻の方形開口部の縦横の辺を2倍にした面積で4倍となる大型の方形開口部が形成される。大型の方形開口部には残った第2の方形パネル及び/又は逐次追加される第1又は第2の方形パネルを配置する。但し、他のパネルを用意してもよい。尚、これら部材の連結は着脱可能な連結部材を使用する。そして、大型の方形開口部のいずれか一方を扉とする。

40

#### 【考案の効果】

#### 【0006】

上記各請求項の考案では、1種類の捕獲檻を複数保有しておけば、状況に応じて大型の捕獲檻を組み立てることが可能となるため、いくつもの種類の檻を用意する必要がなくコストが削減できる。

#### 【考案を実施するための最良の形態】

50

## 【0007】

以下、本考案の捕獲檻を具体化した実施の形態を図面に基づいて説明する。

図1に示すように、捕獲檻1は第1の方形パネルとしての4枚の長方形パネル2a~2dと、第2の方形パネルとしての2枚の正方形パネル3a, 3bと、昇降枠4を構成部材として備えている。4枚の長方形パネル2a~2dは鉄筋を縦横に組んで溶接した柵状のパネル体である。そのうち、捕獲檻1の底に使用される長方形パネル2dは他の3枚よりも目が粗く構成されている。長方形パネル2a~2dの外形は長手方向長さ:短手方向長さ=2:1の比率とされている。2枚の正方形パネル3a, 3bも鉄筋を縦横に組んで溶接した柵状のパネル体である。正方形パネル3a, 3bの外形は長方形パネル2a~2dの短手方向長さと同じである。昇降枠4は左右に立設された断面コ字状の鋼材からなる案内枠5と同両案内枠5の上端を連結する断面円形の連結梁6から構成されている。両案内枠5の間隔はちょうど正方形パネル3a, 3bの一辺(つまり長方形パネル2a~2dの短手方向長さ)と一致する。

10

## 【0008】

図2及び図3に示すように、上記4枚の長方形パネル2a~2d、2枚の正方形パネル3a, 3b及び昇降枠4を立体的に組み合わせることによって捕獲檻1が構築される。同図に示すように、4枚の長方形パネル2a~2dの長手方向縁部を隣接するパネル2a~2dの長手方向縁部と突き合わせるとともに隣接するパネル2a~2d同士を直交状に配置する。各パネル2a~2dは連結部材としてのワイヤーグリップ10によって連結される。これによって筒状体7が構築される。

20

筒状体7の前後には正方形の開口部8が形成される。前方の(図2では手前側)開口部8には昇降枠4がUボルト9によって固着される。昇降枠4の左右の案内枠5間には正方形パネル3aが上下方向に移動可能に嵌合される。正方形パネル3aは本捕獲檻1における扉とされる。後方の(図2では奥側)開口部8にはワイヤーグリップ10によって正方形パネル3bが固着される。

## 【0009】

次に、このように構築される捕獲檻1におけるトラップ機構について簡単に説明する。

図2及び図3に示すように、扉としての正方形パネル3aの上部には第1のロープ11の基端が連結される。第1のロープ11の先端には環12が形成されている。一方、後部に配置された正方形パネル3bの上部には第2のロープ13の基端が連結される。第2のロープ13の先端にも環14が形成されている。図3に示すように扉(正方形パネル3a)が上部位置に配置される場合、つまりトラップを仕掛ける状態では第1のロープ11は連結梁6を半周し後方斜め下方に向かって延出され、第2のロープ13は前方斜め上方に向かって延出される。そして両ロープ11, 13先端の重複した環12, 14内にフック15が挿入される。つまり、扉(正方形パネル3a)はフック15を介して両ロープ11, 13によって後方から牽引されることとなる。フック15は両ロープ11, 13間に介在された状態でバンド16によって第2のロープ13に仮固定される。バンド16からはトラップライン17が後方に延出され後部の正方形パネル3bから下降させられ、更に下部寄りでは捕獲檻1内部に導かれ底パネル(長方形パネル2d)上に配置された図示しないトラッププレートに接続される。

30

40

このようなトラップ機構によって、内部に侵入した動物がトラッププレートを踏む等するとトラップライン17が引かれてフック15からバンド16が外れ、そのためフック15自体も外れる。これによってロープ11への牽引力がなくなり扉(正方形パネル3a)は自重で落下する。そして内部に侵入している動物は捕獲されることとなる。

## 【0010】

次に、このような捕獲檻1の構成部材を3セット使用して大型捕獲檻21を構築する場合について説明する。

ベース檻としての捕獲檻1では筒状体7を構成するために図2等に示すように4枚の長方形パネル2a~2dを長手方向で接続して構成していた。これに対して大型檻としての大型捕獲檻21では3つの捕獲檻1セットを使用するため、計12枚の長方形パネル2a

50

～ 2 d を用意することができる。正方形パネル 3 a , 3 b は計 6 枚とされる。

図 4 に示すように、筒状体 2 2 を構築するため各面を 3 枚の長方形パネル 2 a ~ 2 d を長手方向で接続して大型の長方形壁体 2 3 を構築し、これら長方形壁体 2 3 の長手方向縁部を隣接する長方形壁体 2 3 の長手方向縁部と突き合わせるとともに隣接する長方形壁体 2 3 同士を直交状に配置する。これらの連結は上記と同様ワイヤーグリップ 1 0 によって行う。尚、底面は長方形パネル 2 d を使用するのが好ましいが、他の面においては特に長方形パネル 2 a ~ 2 c を区別することはない。

このようにして構成された筒状体 2 2 の前後には正方形の開口部 2 5 が形成される。この開口部 2 5 は単体の捕獲檻 1 の開口部 8 の縦横をそれぞれ 2 倍に拡大した大きさとなる。そして、図 4 に示すように、2 つの昇降枠 4 を前方側開口部 2 5 ( 図 4 では手前側 ) に面しするように U ボルト 9 によって固着し、両昇降枠 4 の左右の案内枠 5 間にそれぞれ 1 枚ずつ正方形パネル 3 a を嵌合させる。後方の ( 図 2 では奥側 ) 開口部 8 には 2 枚をワイヤーグリップ 1 0 によって連結した正方形パネル 3 a , 3 b を 2 セット ( つまり 4 枚の正方形パネル 3 a , 3 b ) をワイヤーグリップ 1 0 によって固着する。

尚、2 つの昇降枠 4 の前面の上部寄りにはそれぞれ補助パネル 2 7 が図示しないボルトによって固着される。これは開口部 2 5 が大きくなったため正方形パネル 3 a を扉とした場合落下位置において上方に大きく隙間が開いてしまうこととなる。そこで、補助パネル 2 7 を配設してこの隙間を狭くし捕獲した動物が逃げ出さないようにするものである。

このように構築された大型捕獲檻 2 1 においても上記単体の捕獲檻 1 と同様にトラップ機構を装着して使用する。

#### 【 0 0 1 1 】

このように構成することで捕獲檻 1 ( 大型捕獲檻 2 1 ) は次のような効果を奏する。

( 1 ) 捕獲檻 1 を複数 ( ここでは 3 セット ) 用意すれば、大型の捕獲檻をわざわざ用意しなくともよく、コストの削減となる。

( 2 ) 捕獲檻 1 は常時は分解して格納でき、複数セットを用意しても嵩張ることがなく場所をとることがない。

( 3 ) 特に捕獲檻 1 の構成部材を 3 セット使用することですべてのパネルを無駄なく使用でき、効率的である。

#### 【 0 0 1 2 】

尚、この考案は、次のように変更して具体化することも可能である。

・上記大型捕獲檻 2 1 は 3 セットの獲檻 1 を 1 組として使用したが、2 セットあるいは 4 セットで構築しても構わない。

・長方形パネル 2 a ~ 2 d の縦横のサイズは 2 : 1 の比率がもっとも好ましいが若干比率が異なっても構わない。

・正方形パネル 3 a , 3 b は収まりからすれば正方形形状がもっとも好ましいが正確に正方形である必要はない。

・連結部材としては上記では U ボルト 9 やワイヤーグリップ 1 0 を使用したが、その他の手段であっても構わない。

・その他、パネルの材質は鉄筋以外の材であってもよい等本考案の趣旨を逸脱しない態様で実施することは自由である。

#### 【 図面の簡単な説明 】

#### 【 0 0 1 3 】

【 図 1 】 本考案の実施の形態の捕獲檻の構成部材の平面図。

【 図 2 】 同じ捕獲檻の斜視図。

【 図 3 】 同じ捕獲檻の側断面図。

【 図 4 】 同じ捕獲檻の構成部材を 3 セット使用して構築した大型捕獲檻の斜視図。

#### 【 符号の説明 】

#### 【 0 0 1 4 】

1 ... 捕獲檻、 2 a ~ 2 d ... 第 1 の方形パネルとしての長方形パネル、 3 a , 3 b ... 第 2 の方形パネルとしての正方形パネル、 4 ... 昇降枠、 9 ... 連結部材としての U ボルト、 1 0

10

20

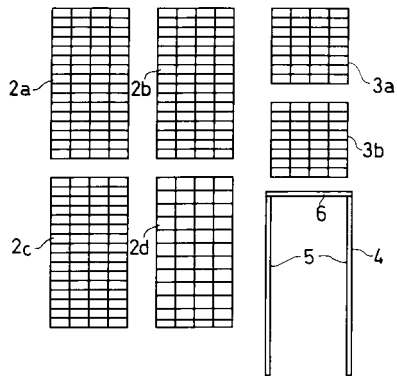
30

40

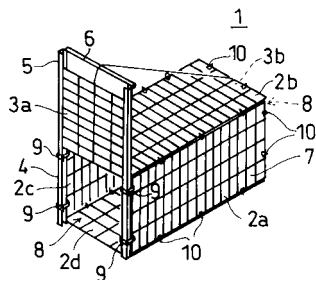
50

... 連結部材としてのワイヤーグリッド、 2 1 ... 大型捕獲檻、 2 3 ... 壁体。

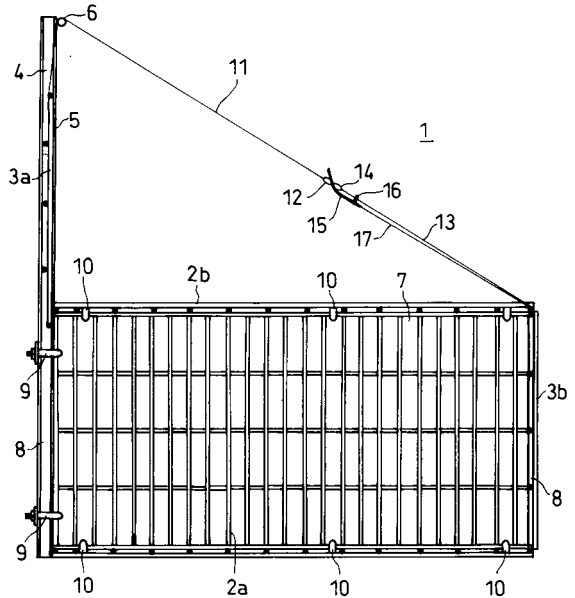
【 図 1 】



【 図 2 】



【 図 3 】



【 図 4 】

